

## 各委員からの意見及び推進計画への反映状況

## (1) 第 5 回検討部会及び意見書での部会委員意見

No.	意見	協働のまちづくり推進計画への反映等
1	P4 ○中段図 ・「浜田市まちづくりセンター設置条例」の記述が必要では？ ・併せ参照資料の紹介 P31～44 「浜田市協働のまちづくり条例」 P45～49 「浜田市まちづくりセンター設置条例」	図に「浜田市まちづくりセンター条例」を加え、参照資料掲載ページを追記しました。 また、浜田市総合振興計画の実現に向けて、市民、事業者、まちづくり活動団体、市、まちづくりセンターが条例に基づき協働して本計画の取組を進めていくということを表示したイメージ図に修正しました。(4 ページ)
2	P4 (3) 計画の期間について 表中記号の凡例がない P4 (3) 計画の期間について 「実施年」を示すのか？それとも「評価対象年」を示すのか？【再掲】	表中の記号を削除し、表記を変更しました。(5 ページ) 「評価対象年」を示しており、そのことがわかるように表記を変更しました。(5 ページ)
3	P4 (3) 計画の期間について 「評価・検証」の根拠は、「浜田市協働のまちづくり検討部会設置要綱(令和 3 年 7 月 19 日施行)」第 2 条 1 項第 2 号であるが、ここに記載してある期間 3 年のうち 9 か月を既に失っている。 (○印が検証期間とすれば、その期間については以前の配布資料 Q&A と合致するが、本当に可能か？)(「◎」は何の意味か不明。【再掲】)	まちづくりセンターの検証については、今年度、検証の取り掛かりとして、センター移行後の改正部分や新たな取組、利用状況等の変化について、把握しているところです。それらを踏まえ本部会での調査審議は、令和 4 年度(コミュニティセンターに移行して 1 年経過後)から行うこととしています。 なお、センターの実施する事業にあっては、毎年度検証します。 (記号については、表記を変更しました。)
5	P4 (3) 計画の期間について 当初「委託」を「当面直営」と変更すると同時に発生したと思える形態なので、より慎重な取組が必要と思うがどうか？	まちづくりセンターの評価検証については、本部会と連携・協力し慎重に取り組んでまいります。具体的な検討は、推進計画策定後に行います。
6	P4 (4) 計画の評価・検証について 「(仮称)協働推進本部」については、直後に「(P28 のイメージ図を参照)」と記述した方がわかりやすいのでは？	「協働推進本部」のイメージ図を掲載し、29 ページにも再掲というかたちで掲載します。(5 ページ)
7	P4 (4) 計画の評価・検証について 当然この検証には以下に掲げるこれまでの希望にどの様に応えられているかとの観点が必要であると考えらるがどうか？【再掲】 ・「中山間地域振興に関する提言」(平成 31 年 3 月) 中山間地域振興特別委員会 ・「公民館をコミュニティセンターに移行することに対する現場(各公民館)からの声をお届けします」	まちづくりセンターの評価、検証については、まちづくりセンター化した時の経緯や各報告書等を踏まえた上で検証する必要があると考えています。

No.	意見	協働のまちづくり推進計画への反映等
	<p>(令和元年6月11日) 浜田市公民館連絡協議会会長三浦博美</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「公民館のコミュニティセンター化」に係る意見書(令和元年10月31日) 自治区制度等行政改革推進特別委員会</li> <li>・「浜田市公民館のコミュニティセンター化に関する検討結果報告書」(令和2年6月) 浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会公民館のコミュニティセンター化検討部会</li> </ul>	
8	<p>P6 ○右上図</p> <p>「*市民等」の説明が無くなっています。(再掲)</p>	<p>「*市民等」の説明を追記しました。(8ページ)</p>
9	<p>P8 (5) 協働の主体について</p> <p>「地区まちづくり推進委員会」の項</p> <p>「地区まちづくり推進委員会の設置状況は P52 に記載しています。」といったコメントが必要では? →「資料編」をまとめたことでこのような例が他にあるかも?</p>	<p>地区まちづくり推進委員会設置状況一覧の掲載ページを追記しました。(11ページ)</p>
10	<p>P8 (5) 協働の主体について ○下段</p> <p>〈まちづくり活動団体の例〉</p> <p>このくくりで「自主防災組織」は違和感を拭えないが?【再々掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*「活動」の例ではあるが、「団体」の例ではない?</li> <li>*条例第2条第1項第5号及び該当逐条解説との整合は?</li> </ul>	<p>「まちづくり活動団体の例」については、条例及び逐条解説に例示されている団体から掲載することに変更しました。(11ページ)</p>
11	<p>P8 (5) 協働の主体について ○下段</p> <p>〈NPO 法人〉</p> <p>「NPO 法人一覧は P53 に記載」のコメントがありません。</p>	<p>NPO 法人一覧の掲載ページを追記しました。(11ページ)</p>
12	<p>P12 (協働の形態) ○上段</p> <p>「委託・指定管理」の記述</p> <p>「市よりも高い技術や知識を持つ協働相手に委託することです。」との記述には、やはり違和感があります。【再々掲】</p>	<p>「市の事業を協働相手の特性を活かして行うことです。」に修正しました。(14ページ)</p>
13	<p>P13 (7) 協働のメリット・効果について ○全体</p> <p>繰り返しの意見になるが、「メリット・効果」の市民に関わる前提条件は大丈夫か?</p> <p>前提に、相互信頼の源である「自発的協力の力」を如何に増大するかという考え方が必要では?</p>	<p>本計画は、条例の基本理念の実現を目指し、実践するため、「協働」に関する基本的な考えや推進施策を示すものであり、本計画に定める取組によって市及び市民等の協働を促進していきたいと考えています。</p>
14	<p>P20 5 協働のまちづくりの展開について ○全体</p> <p>ここからは、項目別「取組」となっており、「資料4 報告進捗シート」では、「何かをすれば「A」評価の「実施中であり、達成済」になる。つまり、幅と深みに欠ける評価とならないか?【再掲】</p>	<p>何か事業等を実施したとしても、その取組状況や内容に不足があった場合、「B:実施中だが、見直しが必要」となります。</p> <p>進捗状況については、毎年まちづくり検討部会へ報告し、市の評価が適正かどうかも含</p>

No.	意見	協働のまちづくり推進計画への反映等
		め、市と部会の両方で検証及び評価をしていきたいと考えています。
15	P20「職員の意識向上」 ここに何故「職員の地域担当制」もしくはこれに類似する、職員職務で現場を体感できる項目が設定できないのか？【再掲】	市の職員は地域担当制に関わらず、当然、地域に入って自分が住んでいる地域を良くする取組を積極的にしていくべきであると考えています。地域の一員としての自覚と責任を持ち、地域活動に参加するよう継続的に職員研修を実施し、職員の意識向上を行います。
16	P24「活動拠点の整備」 〈②まちづくりセンターの施設整備及び充実〉とあるが、何をどこまで（レベル別に）考えているのか？	石見地区において、新たにまちづくりセンターを建設するよう進めてまいります。なお、具体的な運用方法等の詳細については、今後地域住民や関係者と協議し決定します。
17	まちづくり活動団体への支援に「伴走支援」も追加してもらいたい。	25ページの「1 活動体制の整備」の本文（基本的な考え）を「団体の運営や活動について、財政的支援及び持続的な伴走支援を行うとともに」に変更しました。
18	P25 ○地域自治の強化 これまでも幾度となく指摘されているが、「単位自治組織」や「地区まちづくり推進委員会」、また活動の拠点となる「まちづくりセンター設置基準」の共通概念が確立されていないことが大きな課題。これがなければ、目的も、またそれに向かう努力も意識されることがない。評価の基本であるが、どの様に考えているのか？	地区まちづくり推進委員会未設立地域の町内会等に対しては、その設立を目標とし取り組んでおります。 地区まちづくり推進委員会に対しては、「地区まちづくり計画」の策定を義務付けており、計画の具現化に向けた取り組みを市として支援しています。 なお、地域課題やその解決に向けた取り組みは地域の状況により異なり、また、それに応じてセンターに求められる役割も異なるため、市が一律に決めるのではなく、各地域の実態に適した運用や役割分担をそれぞれの地域において、地域と市で決定することが大切であると考えます。
19	P27 ○全体 このページに関わらず全体に言えることだが、「行政との情報交換」は誰の責任で行われ、行政の誰が責任を持ってこれを受け取るのか？	行政（市）との情報交換は、市（市長）が実施し、市（市長）が受け取ることとなります。
20	P28 ○協働推進体制イメージ図 「協働推進体制」は「協働」が双方向となっているが、先に質問した「自発的協力の力」を確立するまでは、きちんと責任のありように言及すべきでは？	市と市民等にそれぞれ役割と責任があり、補完し合うことで協働を推進するとともに、本計画の評価・検証も行っていきたいと考えます。
21	パブリックコメント制度について、市民に理解してもらおう機会があっても良いと思う。	パブリックコメント制度についての説明を31ページに追加しました。引き続き、制度の趣旨等について、理解していただくよう努

No.	意見	協働のまちづくり推進計画への反映等
		めます。
22	円卓会議での内容をフィードバックしていただけるような運用をしていただきたい。	円卓会議についての手引きを作成し、市と市民等で共通認識のもと運用できるよう進めます。
23	現状では協働のまちづくりについて意識・認識の薄いことは、これからの取り組みが大きな課題になると思います。 地域活動・市政の参加が少ない事は、関心のない事と受け止められます。これからの協働のまちづくりには決してあってはならない事ですので、幅広い世代を対象に情報発信をお願いします。重ねて市職員の認識度も上がる様努めてほしいです。	市職員をはじめ幅広い世代に協働のまちづくりが認識されるよう、市職員への研修等を実施するとともに、幅広い世代の方に協働のまちづくりについての情報発信を行います。
24	まちづくりセンターの利用度と活発的なまちづくり活動の推進が必要。	まちづくりセンターの取組や役割等について、広く周知するとともにまちづくり活動が推進されるよう、引き続き支援します。
25	協働のまちづくりの為に、まちづくりセンター職員の研修が必要と思います。	まちづくりセンター職員の研修について本計画に掲げ、計画的に実施します。
26	コーディネーターの方の顔、動きが見えません。	現在、地区まちづくり推進委員会の設立支援や、まちづくり計画の策定及び更新支援、まちづくり団体の事業支援などそれぞれの地域の課題や活動状況に応じて、各コーディネーターが支援等を行っています。 今後、コーディネーターの活動について広く共有されるよう、情報発信等を行います。
27	誰もが地域の拠点場所として利用出来るセンターを望みます。	まちづくりセンターは、誰もが利用できる地域の拠点施設であり、地域住民の主体的なまちづくり活動を推進してまいります。
28	「協働のまちづくり」は市民の意識が低い事がアンケートにより判明しました。 しかし現実には大なり小なり活動している地域も沢山あります。そこには更に充実し、発展していただければ今まで通りで良いと思います。	引き続き、地域の取組や活動を支援するとともに、より多くの市民等に協働のまちづくりに参画していただけるよう取り組みます。
29	市街地域においては、わかっている「協働」として動く姿がなかなか見えない、即必要性を感じておられない日々の生活にあまり不便を持たない環境があります。 急には無理ですが、候補地域にわかりやすく説明して取り組み易い、防災、安全、子供会などを準備・計画したらどうでしょうか。	関心のあるテーマや課題を基に自分事として意識していただけるよう周知及び説明等を行い進めていきます。
30	各地域のまちづくりの役員の方の、協働のまちづくりについての教育、指導が必要なのではないでしょうか。協働のまちづくりの内容が分からないまま立ち上げ第一でやっていたのでは、住民も、混乱しま	各地域のまちづくりの役員の方も含め、協働のまちづくりについて周知、理解していただけるよう継続的に取組を進めます。

No.	意見	協働のまちづくり推進計画への反映等
	す。行政の支援をお願いしたいと思います。いい推進計画ができて理解できなければいいまちづくりはできないと思います。	
31	会議に出られない人のためにネット上で掲示板みたいなものを立ち上げるなど、課題共有の仕方のバリエーションを増やしてほしい。	先進事例を参考にしながら、広聴・広報機会の拡充に努めます。

(2) その他

No.	意見	協働のまちづくり推進計画における取組
1	まちづくりセンターの活動を無線放送やセンターだより等で市民に情報を伝えてほしい。	まちづくりセンターの活動をはじめ、市からの情報発信は、様々な方法の活用について、調査、研究を進めます。
2	公平な運営に努める様、市はまちづくりセンターの指導を願う。	まちづくりセンター職員の研修について本計画に掲げ、計画的に実施します。(再掲)
3	パブリックコメントを求められる時は、内容をはっきりさせていただきたい。	パブリックコメント制度についての説明を30ページに追加しました。引き続き、制度の趣旨等について、理解していただくよう努めます。(再掲)